

令和3年度
第5回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和3年8月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和3年度第5回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和3年8月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和3年8月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟多目的ルーム1・2					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年8月25日 13時00分			議長	山本 範夫
	閉会	令和3年8月25日 13時36分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	△	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

遅延：議席番号2 日戸重雄 13：24 着席 第3号議案より出席

議事録署名委員	議席番号 4番	高橋正志	議席番号 5番	國司功
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	伊藤純子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（伊藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号2番 日戸重雄 委員が仕事のため遅れるという連絡がありました。よって、現在の出席委員は18名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和3年度八幡平市農業委員会第5回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、4番 高橋正志 委員、5番 國司功 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和3年度八幡平市農業委員会第5回総会の会期についてお諮りいたします。

第5回総会の会期は令和3年8月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和3年度第5回総会の会期は、令和3年8月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第6回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の3ページをお開き下さい。第5回運営委員会報告を致します。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、並びに4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和3年7月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、9月10日（火）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和3年度第5回総会についてとなります。本日の第5回総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。総会の進め方についてとなります。内容について協議を行ったところ、同じページに記載したとおり決定されましたが、改めて本日の農業委員会協議の協議事項で事務局より説明を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

4項目め。農業委員及び推進委員の任期満了に伴う活動の振り返りについてとなります。委員活動の振り返りをまとめた冊子の配布方法及び提出状況を説明し、今後の対応について協議を行いました。

協議の結果、次のページの中ほどに記載したとおり、事務局第2案のとおり進めることが決定されました。事務局第2案とは地区長・地区次長のご協力をいただき、全委員からレポートを提出していただき冊子を作成する案となります。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

以上のとおり、運営委員及び農業委員皆様のご協力により冊子を完成することができました。ありがとうございました。

なお、完成した「委員活動の振り返りレポート集」を、委員合同会議において配布しますので、お目通し下さるようお願いいたします。

続きまして、5情報提供等となります。

山本会長の提案により、3年間で振り返った運営委員会の在り方について発表が行われました。次のページに亘って発表内容を記載しておりますのでご確認ください。

7ページの左上、情報提供等となります。事務局から1件の情報提供を行いました。

続いて1名の運営委員から情報提供がありました。情報提供の内容は、カメムシ被害の危険性について話されました。

続いて事務局長より、運営委員へのお礼のことばが話されました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和3年度第6回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づ

き報告します。令和3年8月25日 運営委員長 会長 山本範夫。

以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第6回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木和査係長）

それでは、総会資料の8ページをご覧ください。

令和3年7月26日から令和3年8月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から かた括弧10番 までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧11番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は8月18日の水曜日でございます、14件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は15番委員藤原純子委員、16番委員松村勝彦委員、17番委員竹田和夫委員、18番委員 石羽根正志委員の4名でございます。

また、事務局からは伊藤局長と古川主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 6 件となっております。

申請番号 1、平笠第 15 地割 72-1、田、2,002 m²を含む 16 筆 26,351 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 2、松尾寄木第 5 地割 88、畑、2,641 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで別の農業者との使用貸借で、牧草を作付していた農地です。権利取得後は野菜を作付予定とのことです。

申請番号 3 番～4 番ですが、関連がありますので、一括して説明いたします。

申請番号 3、松尾寄木第 11 地割 445、田、455 m²を含む 8 筆 5,675 m²です。

申請番号 4、松尾寄木第 11 地割 658-1、田、353 m²を含む 9 筆 9,621 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで一部は自己保全管理されており、また一部を別の農業者と賃貸借していた農地です。権利取得後は水稲を作付予定とのことです。

申請番号 5、西根寺田第 9 地割 104、田、1,074 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が、牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 6、野駄第 11 地割 135、田、129 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が、自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は水稲を作付予定とのことです。

申請地の明細については、次の 3 ページに掲載しております申請筆別明細をご覧ください。

併せて、関係資料の 1～2 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 15 番藤原純子委員にお願いいたします。

15 番（藤原委員）

15 番 藤原純子です。

申請番号 1 番ですが、位置は、平笠小学校から南に約 1 km の地点、また西根 I.C を中心に約 1.6 km 以内に点在しております。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稲と野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、松尾八幡平I.Cから南西へ約2.3kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、別の農業者との使用貸借で牧草を作付していた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請番号3番から4番ですが、関連がありますので一括して説明します。位置は、寄木小学校から西へ約2.9kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、一部は自己保全管理されており、また一部を別の農業者と賃貸借をしていた農地です。権利取得後は、水稲を作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置は、寺田小学校から北東へ約1kmの地点です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が牧草をしていた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号6番ですが、位置は、松野小学校から西へ約100mの地点です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、水稲を作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は2件になります。

申請番号1、大更第18地割50-232、畑、46㎡を含む2筆、652㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。内容は、一般住宅、駐車場等が計画されております。

申請番号2、平舘第28地割192-4、田、778㎡。転用の目的は、売買による社屋の建設です。内容は、社屋、駐車場、通路等が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は、都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断され、第3種農地は原則許可となっております。

申請番号2番は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落に接続して建設されることが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号16番 松村勝彦 委員にお願いします。

16番（松村委員）

16番の松村勝彦です。

申請番号1番ですが、位置は、大更小学校から南西へ約1.2kmの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、両親の住む住居に近く、交通の便が良いため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、都市計画法上の用途地域内の農地で、第3種農地と判断され、転用許可条項においては原則許可となっております。

申請番号2番ですが、位置は、平舘高等学校から東へ約700mの地点です。転用の目的は、売買による新聞配達業のための社屋の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、新しい国道282号線沿いで、新聞配達の拠点地に適しているため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、集落に接続して建設されることが確認されております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長(山本会長)

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局(古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は4件になります。関係資料4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、平笠第25地割189-1、田、138㎡。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号2、平笠第16地割69、畑、1,911㎡。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号3、細野333-1、田、1,495㎡を含む2筆、1,709㎡。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号4、小原道ノ上60-59、畑、2,337㎡。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 16 番 松村勝彦 委員にお願いします。

16 番（松村委員）

16 番の松村勝彦です。

申請番号 1 番ですが、位置は、東北自動車道西根 IC から北西へ約 1 km の地点です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、不整形な狭い土地で、耕作することが出来ず昭和 63 年頃から山林化してしまったとのことでした。

申請番号 2 番ですが、位置は、東北自動車道西根 IC から北西へ約 500m の地点です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、農作業機械等で乗り入れるのが難しく耕作に向かない土地で、昭和 50 年頃から山林化してしまったとのことでした。

申請番号 3 番ですが、位置は、JR 安比高原駅から北西へ約 2.2km の地点です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、条件が悪く不耕作地となり、平成 4 年頃から山林化してしまったとのことでした。

申請番号 4 番ですが、位置は、JR 田山駅から北西へ約 2 km の地点です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、周辺が山林に囲まれ、耕作に不便な土地で、昭和 63 年頃から山林化してしまったとのことでした。

いずれの申請農地も、非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。今月の申請は、2件となっております。

中間管理事業を活用した賃貸借権の設定です。

申請番号1、帷子第6地割58-7、畑、8,911㎡を含む5筆28,604㎡です。

申請番号2、野駄第6地割35-1、畑、3,971㎡を含む9筆35,709㎡です。

なお今ご説明した案件について、令和3年7月総会でご審議いただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地で、一時貸付となり3年後の令和5年中に、所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

申請地の明細については、下段の申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『八幡平市農業委員会会長等選挙事務取扱規程の一部改正について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『八幡平市農業委員会会長等選挙事務取扱規程の一部改正について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

（提案理由朗読後、内容説明）

総会資料9ページをお開きください。

八幡平市農業委員会会長等選挙事務取扱規程の一部を改正する告示

八幡平市農業委員会会長等選挙事務取扱規程（平成17年八幡平市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第9条に見出しとして「(無効投票)」を付する。

第11条に見出しとして「(当選人)」を付する。

第13条中「氏名」を「結果」に改める。

第14条第1項中「文書をもって」を削り、同条第2項中「文書の」及び「その請求のあった日から3日以内に、文書をもって」を削り、同条第3項を削る。

第15条に見出しとして「(繰上当選)」を付し、同条第1項中「、又は当選人が第18条の規定により会長等に就任するまでの期間に委員会の委員でなくなったとき」を削る。

第16条を次のように改める。(就任) 第16条 当選人は、第14条第2項に規定する承諾をもって、会長等に就任するものとする。

第17条第1項中「第14条第2項に規定する期間満了の日の翌日、互選された者につきその者」を「当選人」に改め、「住所を」の次に「遅滞なく」を加え、同条第2項を削る。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

附則 この告示は、令和3年9月1日から施行する。令和3年8月25日提出。八幡平市農業委員会 会長山本範夫。

提案理由。八幡平市農業委員会会長等選挙事務取扱規程の一部を改正する必要があるため、所要の整備をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第5号について説明させていただきます。

最初に、今までの経緯をご説明します。7月12日の第5回運営委員会においてご協議をいただき、7月26日の第4回農業委員会議において、改正の内容が了承され本日の総会への提出となるものです。なお、第4回農業委員会議において説明したとおり、7月29日に開催されました法規審査委員会の審議において、この議案は「可」と判断されていることを申し添えます。

次に、一部改正となる箇所についてご説明をします。

次のページの新旧対照表となります。横向きに印刷した資料となります。

現行及び改正後ともに、改正する箇所を赤い字の下線部で表示しております。

なお、改正する内容は既に第4回農業委員会議において説明を行っているので、この場での説明は割愛をさせていただきます。

次に、今回追加をする箇所を黄色地に黒い字で表示しております。

法規審査委員会において、条項の見出しは共通の表示形式から個別の表示形式が望ましいとの指摘が出され、市長部局である総務課の法規担当者と協議をしながら作成し、改めた内容となります。

追加となる条項の見出しの説明をします。

向かって右側の改正後、第9条の見出しは（無効投票）となります。投票の無効に関する内容のためです。

次に、第11条の見出しは（当選人）となります。当選人を定める内容のためです。

次に、第15条の見出しは（繰上当選）となります。投票により互選を行った場合において、当選人からの承諾が得られなかったときに次の当選人を定める内容のためです。

説明は以上となります。

なお、改正の告示でございますが、ただ今の総会で決定をされました後に、9月1日付けで施行の告示を行うものといたします。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『八幡平市農業委員会会長等選挙事務取扱規程の一部改正について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時36分）

議長（山本会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第5回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（伊藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年9月24日

会 長 _____

4 番 委 員 _____

5 番 委 員 _____

令和3年度

第5回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和3年8月25日（水）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟多目的ルーム1・2

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
 - (1) 第6回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 5 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 八幡平市農業委員会会長等選挙事務取扱規程の一部改正について
- 6 閉 会